

一般事業主行動計画(策定)・変更届

届出年月日 令和5年 3月 30日

大阪労働局長 殿



(ふりがな) なかやまうんそうかぶしきがいしゃ
一般事業主の氏名又は名称 中山運送株式会社

(ふりがな) さいとう まさはる
(法人の場合) 代表者の氏名 代表取締役 齊藤 正治

主たる事業 貨物自動車運送事業

住所 〒567-0853
大阪府茨木市宮島2-1-20

電話番号 072-638-6225

一般事業主行動計画を(策定)・変更)したので、次世代育成支援対策推進法第12条第1項又は第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 268人 (うち有期契約労働者 95人)
 - 〔男性労働者の数 237人
 - 〔女性労働者の数 28人
2. 一般事業主行動計画を(策定)・変更)した日 平成・令和 5年 3月 20日
3. 変更した場合の変更内容
 - ① 一般事業主行動計画の計画期間
 - ② 目標又は次世代育成支援対策の内容 (既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
 - ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成・令和 5年 4月 1日 ~ 平成・令和 8年 3月 31日
5. 規定整備の状況
 - ① 有期契約労働者も対象に含めた育児休業制度 (有) 無)
 - ② 有期契約労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 ((有) 無)
6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日 平成・令和 5年 3月 30日
7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
 - ① インターネットの利用 (両立支援のひろば・自社のホームページ) その他 ()
 - ② その他の公表方法 ()
8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
 - ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け
 - ② 書面の交付
 - ③ 電子メールの送信
 - ④ その他の周知方法 ()
9. 次世代育成支援対策の内容 (第二面・第三面に記載すること)
10. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定 (トライくるみん認定・くるみん認定) の申請をする予定 (有) 無) 未定)
11. 次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく特例認定 (プラチナくるみん認定) の申請をする予定 (有) 無) 未定)

一般事業主行動計画の担当部局名	管理本部
(ふりがな) 担当者の氏名	はしいいずみ 橋居 泉

中山運送株式会社行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年 4月1日～2026年 3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 2023年4月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 2023年4月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始